

改正案

現行

<p>附則 1 (現行のとおり)</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は指定作業場(この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第七 四の部(一)の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除く。)に係る公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十八年六月三十日までは、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。</p> <p>3 から5まで (現行のとおり)</p> <p>附則別表</p>	<p>附則 1 (略)</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は指定作業場(この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第七 四の部(一)の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除く。)に係る公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十五年六月三十日までは、改正後の条例別表第七 四の部(一)の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。</p> <p>3 から5まで (略)</p> <p>附則別表</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="245 105 577 315"> <p>有害物質の種類</p> <p>ほう素及びその化合物(単位)として、ほう素、リットルにつきミリグラム)</p> </td> <td data-bbox="245 315 577 864"> <p>業種その他の区分</p> <p>電気めつき業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="245 864 577 1093"> <p>許容限度</p> <p>四〇</p> <p>五〇</p> </td> </tr> </table>	<p>有害物質の種類</p> <p>ほう素及びその化合物(単位)として、ほう素、リットルにつきミリグラム)</p>	<p>業種その他の区分</p> <p>電気めつき業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>許容限度</p> <p>四〇</p> <p>五〇</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="245 1093 577 1303"> <p>有害物質の種類</p> <p>ほう素及びその化合物(単位)として、ほう素、リットルにつきミリグラム)</p> </td> <td data-bbox="245 1303 577 1852"> <p>業種その他の区分</p> <p>ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>電気めつき業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="245 1852 577 2074"> <p>許容限度</p> <p>五〇</p> </td> </tr> </table>	<p>有害物質の種類</p> <p>ほう素及びその化合物(単位)として、ほう素、リットルにつきミリグラム)</p>	<p>業種その他の区分</p> <p>ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>電気めつき業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>許容限度</p> <p>五〇</p>
<p>有害物質の種類</p> <p>ほう素及びその化合物(単位)として、ほう素、リットルにつきミリグラム)</p>	<p>業種その他の区分</p> <p>電気めつき業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>許容限度</p> <p>四〇</p> <p>五〇</p>					
<p>有害物質の種類</p> <p>ほう素及びその化合物(単位)として、ほう素、リットルにつきミリグラム)</p>	<p>業種その他の区分</p> <p>ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p> <p>電気めつき業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>許容限度</p> <p>五〇</p>					

域に汚水を排出するものに限る。)	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百五号)第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する指定作業場から排出される汚水を受け入れている下水処理場で一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	金属鉱業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	粘土瓦製造業(うわ薬瓦を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	うわ薬製造業(うわ薬瓦の製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	電気めつき業(一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。))の施	ふっ素及びその化合物(単位として、リットルにつきミリグラム)
		一〇〇	一二〇	一四〇	五〇〇	一五				

水を排出するものに限る。)	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百五号)第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する指定作業場から排出される汚水を受け入れている下水処理場で一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	ほう酸製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	金属鉱業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	化学肥料製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)	電気めつき業(一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)
		八〇	一五〇			五〇〇	一〇	一五		

備考 (現行のとおり)					<p>行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>
	<p>旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この項において同じ。))を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)</p>	<p>電気めつき業(一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。)</p>	<p>旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。以下この項において同じ。))を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)</p>	<p>三〇</p>	
		<p>五〇</p>		<p>三〇</p>	

備考 (略)					<p>のに限る。)</p>
	<p>旅館業(温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)</p>	<p>電気めつき業(一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。)</p>	<p>旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。))の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。)</p>	<p>五〇</p>	
		<p>五〇</p>		<p>五〇</p>	